契約事業者：株式会社ラストワンマイル

まるっとシリーズ
まるっとでんき

お申し込み内容確認書
まるっとでんき重要事項説明書

重要書類

1.小売電気事業者・取次業者の名称及び住所
・小売電気事業者：HTBエナジー株式会社　東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
・取次事業者：株式会社ラストワンマイル　東京都豊島区東池袋4-41-24東池袋センタービル3F

2.小売電気事業者の登録番号
・A0172

3.お客さまからの苦情や問い合わせに応ずるための連絡先および対応時間
株式会社ラストワンマイル まるっとシリーズサポートセンター（10:00～18:00 ※年末年始を除く）
・連 絡番 号：ナビダイヤル：0570-033-887　・メールアドレス：denki@marutto.co.jp

小売電気事業者：HTB エナジー株式会社
・電話番号：050-2018-1105（10:00～18:00 ※土日祝日、年末年始を除く）

4.販売店の一覧および問い合わせ先
・当社ホームページ(URL：https://marutto.co.jp/denki)にて掲載いたします。

5.小売供給契約の申込方法
・インターネット等(URL：https://marutto.co.jp/denki)を通じて申込が可能です。ただし、インターネット環境をお持ちでないお客さまは、別途協議し、書面等により申込可能といたします。

6.小売供給開始の予定年月日
・現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に小売供給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客さまがお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、および一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
・初めて電気をご利用になる場所（入居時など）において、当社と契約する場合の供給開始日は、原則としてお客さまがご希望された日となります。
・当社は、お客さまの小売供給契約のお申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ 定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

7.契約の成立日
1.需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに，当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として，当社とお客さまとの間に成立いたします。
2.供給契約成立後、契約締結内容についての書面(お申し込み内容のご案内)を郵送または電磁的方法にてお送りいたします。

8.小売供給にかかる料金および当該料金の算定方法
1.料金には、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、電源調達調整費、容量拠出金反映額および再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「料金等」といいます。）を加算いたします。詳しくは、まるっとでんき需給約款をご確認ください。
2.(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36 条第2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37 条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5 項または第6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電促進賦課金に関するその他の詳細は、まるっとでんき需給約款別表第１条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）をご確認ください。

3.燃料費調整額は、別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格、基準単価および燃料費調整適用係数に応じて、【(平均燃料価格－基準燃料価格)×基準単価／1,000×燃料費調整適用係数】の算式により算出する燃料費調整単価を適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気 料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき算定されます。

4.電源調達調整費は、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの1か月平均値に、1+消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位以下を四捨五入した値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。)に当社が定める調達単価係数を乗じたものと、別途定義する還元調整基準単価、追加調整基準単価、補正係数および電源調達調整適用係数に応じて、【(JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数－還元調整基準単価)×補正係数×電源調達調整適用係数】または【(JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数－追加請求基準単価)×補正係数×電源調達調整適用係数】の算式により算出する電源調達調整単価を適用して算定します。電源調達調整費は、JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数の値が還元調整基準単価を下回る場合は電気料金から減算され、JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数の値が追加請求基準単価を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日から N+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整単価は、N月の1日からN月の末日までの1ヶ月間において算定したJEPXエリアプライス平均値に基づき算定されます。

5.N月の検針日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、原則として、当該電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

6.当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの電気需給契約が終了する場合、電気需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

7.当社は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回、燃料費調整単価に係る燃料費調整適用係数ならびに電源調達調整単価に係る還元 調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および補正係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、その内容を改定することができるものといたします。

8.燃料費等調整額に関するその他の詳細は、まるっとでんき需給約款別表第2条(燃料費等調整額)、第3条(燃料費調整)および第4条(電源調達調整費)をご確認ください。

9.容量拠出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。容量拠出金反映基礎額は、【契約電力(※1)(※2)(※3)×容量拠出金反映基礎額単価(※4)】の算式によって算定する金額とします。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、N月1日からN月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。容量拠出金反映調整額は、【契約電力(※1)(※2)(※3)×容量拠出金反映調整額単価(※5)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」(容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。)に係る調整を行うことができるものとします。容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわりません。

※1:料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値(ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値)を適用いたします。

※2:契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3:別途当社が定めるまるっとでんき需給約款に定める一部の契約種別のお客さまには、当社が別途定めるみなし契約電力の値を適用いたします。なお当社は、毎月1日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。

※4:容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度(毎年4月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間)分として供給区域ごとに算出し設定します。

※5:容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の検針日から翌月の検針日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。

N－4月1日からN－4月末日までの期間における容量拠出金

N－8月1日からN－8月末日までの期間における容量拠出金

N－12月1日からN－12月末日までの期間における容量拠出金

ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の検針日から翌翌々月の検針日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。当社は、前述にかかわらず、

当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。容量拠出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。容量拠出金反映額に関するその他の詳細は、まるっとでんき需給約款別表第5条（容量拠出金反映額）をご確認ください。

10.当社サービスとのセット割などにより、特別割引となる場合があります。詳細はまるっとシリーズ会員規約第9条第2項をご確認ください。

9.料金等のお支払い方法

（1）お支払い方法は、次のいずれかの方法によるお支払いとなります。

1.クレジットカード/ 2.口座振替/ 3.コンビニエンス払い/ 4.その他当社が定める方法

お支払方法が「コンビニエンス払い」でのお支払いとなった場合には、1 請求毎に、発行手数料330円(税込)をご負担いただきます。

（2）請求書及び明細書を発行した場合、契約者は発行手数料として1通ごとに220円(税込)を当社に支払いただきます。

（3）振込票を発行した場合、契約者は発行手数料として1通ごとに330円(税込)を当社にお支払いただきます。

（4）領収書を発行した場合、契約者は発行手数料として1通ごとに330円(税込)を当社にお支払いただきます。お支払いを要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

10.工事費にかかる事項

①工事費負担

・お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これに伴い新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社は、その実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合がございます。

②工事費負担金の申受および精算

・当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合がございます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

③供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

・供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで小売供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合がございます。

・なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合がございます。

11.その他ご負担いただく費用

・お客さまが、支払期日を経過してもなお料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日からお支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で算定し、延滞利息が発生した月の翌 月の料金と合算して請求いたします。ただし、支払期日から10歴日の間は、延滞利息は免除いたします。

・口座振替払いの場合は、当社指定の様式にてお申込みいただきます。お申込みいただいてから口座振替の開始までは、1～2ヶ月程度かかることがあります。口座振替の手続きが完了するまでは、現在のお支払い方法でのお支払いとなり、支払期日は、毎月28日といたします。ただし、28日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

・料金等以外の各種費用は、発行した翌月の料金等と併せて請求いたします。

12.契約電圧および周波数

・供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトでございます。

・周波数は５０ヘルツまたは６０ヘルツでございます。

13.使用電力量の計測および料金算定方法

①使用電力量の計測

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

②単位および端数処理

供給契約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1)契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2)使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3)料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨ていたします。

③料金算定方法

・料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。

・料金は、次の場合を除き料金の算定期間を前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）として算定いたします。

(1)電気の供給を開始し、または供給契約が消滅した場合

(2)契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより料金に変更があった場合

・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとします。供給契約が消滅した場合、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とその直前の検針期間とを合算して料金の算定期間とする場合がございます。この場合、料金の端数処理(項番13②(3))は、両期間においてそれぞれ

14.契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降１年後の応当日といたします。お客さままたは当社より申し出が無い限り同一条件で以降１年間毎の自動更新といたします。

15.解約（強制解約含む）および他小売電気事業者への契約切り替え

・解約については、まるっとシリーズサポートセンターへ電話でのお申込みのみ受け付けます。

・まるっとでんき以外の小売電気事業者へ切り替えの場合、手続きは新小売電気事業者にて行いますが、切り替えにかかる各種説明事項がご不明の場合は、まるっとシリーズサポートセンターへお問い合わせください。切り替えされた場合でも、お客さまと当社間での債権・債務は引き続き存続いたします。

・お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、供給契約をお客さまに対する通知により解約することがございます。

(1)お客さまが、供給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実に反する申出を行った場合

(2)他人になりすまして各種サービスを利用した場合

(3)他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合

(4)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合

(5)お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

(6)当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(7)電気の使用にともなうお客さまの協力が得られない場合

・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解約することがございます。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料220円(税込) (1通あたり）をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

(1)お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(2)お客さまが他の供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(3)供給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他この供給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(4)その他お客さまが供給契約に違反した場合

・お客さまが、供給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が供給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解約することがございます。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料220円(税込) (1通あたり）をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

(1)お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(2)お客さまが他の供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(3)供給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他この供給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(4)その他お客さまが供給契約に違反した場合

・お客さまが、供給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が供給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

16.お客さま側の調査・保安等に関するご協力

①調査に関するご協力

・お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。

・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

②保安等に関するご協力

・次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

(1)お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

(2)お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

17. 電気の使用方法

・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

18. 個人情報の取り扱い

お客さまの個人情報の取り扱いに関する指針（プライバシーポリシー、共同利用プライバシーポリシー）を定め、当社のホームページ等にて掲示いたします。当社は、お客さまの個人情報について、お客さまの個人情報の取り扱いに関する指針に定めるところにより、当社事業の業務その他付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で 利用し、または、当社が指定する第三者へ提供する場合がございます。

19. その他

・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。

・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性がございます。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。・当社は、お客さまに書面で通知することにより、需給契約に基づく当社の地位 ならびに権利および義務の一切を小売電気事業者に対して譲渡することができるものとし、お客様は、予めこれを承諾するものとします。なお、当社は、かかる地位ならびに権利および義務の譲渡に関連して、お客さまの個人情報および需給契約に関する情報を必要な範囲で小売電気事業者に対して提供できるものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

・まるっとでんきは、一般のご家庭向けプランです。業務用及び事業用としてはご利用いただけません。また電気温水器及び蓄電池などへの充電用途としてはご利用いただけません。

・この重要事項説明書の内容は、お客さまに交付した時点でのサービスを記載したものであり、将来にわたってサービスが変更されないことをお約束するものではございません。

・重要事項説明書の最新版は、株式会社ラストワンマイルのWebサイトにてご確認ください。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。
まるっとシリーズサポートセンター

ナビダイヤル 0570-033-887 営業時間：10:00～18:00(年末年始を除く)

東京都豊島区東池袋4-41-24東池袋センタービル3F